

## 定住外国人の人権問題の研究

研究第三部長 仲 尾 宏

一九九五年は戦後五〇年の節目の年であった。また日韓基本条約締結の年からも三十年目の年でもあった。戦後五〇年の意味するものはさまざまである。まず何よりもあのアジア太平洋戦争が何であったのか、ということであらためて問いかえさねばならない。あの戦争は朝鮮半島や台湾などへの植民地支配をベースに、アジア各地への侵略だったことはいまでもない。

そして、今日、いわゆる「定住外国人」とよばれる人びとの存在は日本国家の東アジア植民地支配と侵略の結果として生じているということもまた自明のことである。

そうであれば「定住外国人の人権問題の研究」とは一九一〇年の「韓国併合」にはじまる日本の植民地支配の過程で生じた朝鮮人や日本の台湾領有、中国侵略にはじまる中国人の日本渡航と日本社会での植民地出身者の生活、人としての権利がどのような状況にさらされていたか、という事実から研究は出発しなければならない。

ついで一九四五年の敗戦と解放の後、旧植民地出身者の処遇はどういう実態であったか、また祖国へ帰ることができなかつたそれらの人びとの法的地位はどのようなものであったのか、アメリカ占領軍や日本政府はそれらの人びとにどのような処置をしてきたのか、そしてその結果として旧植民地出身者の人権状況はどのような変遷をたどったのか、ということを明らかにしなければならない。

一方、旧植民地出身者以外にも戦後、渡日してきた外国籍の住民もまた日本社会に定住しつつある。それらの人びとの人権状況もまた今日的課題である。そして多くの場合、あたらしい渡日者と旧植民地出身者の日本社会でのありようは歴史的スペクトルをくりかえすような状況をうんでいるようにみえる。ここから私たちは日本国籍をもたない外国人住民の人権について、あるべき「人としての権利の保障」のために何が問題かをあきらかにすることができらるだろう。

研究第三部会は主として関西在住の歴史学、社会学、文化人類学などの研究者をはじめ弁護士や教育の現場にたずさわっている方々などを含めて、定住外国人のおかれている現状を直視しつつ、それぞれの分野での研究を検討し、さきへのべた問題意識に沿って究明していくことをめざしている。

### 〔共同研究〕

#### 一、京都における在日朝鮮人史の研究

定住外国人史——とりわけ在日朝鮮人史の研究は国内の多住地域、たとえば大阪、兵庫などで比較的是やくとりくまれてきた。それ以外の地域でも地元の研究者の地道な研究の積み重ねが成果をあげつつある。

しかし、京都ではこの分野の研究はまだほとんど手がつけられていない。したがって基礎的な史料蒐集の段階から研究をはじめなければならぬ状況である。今年度はその第一段階として、一九四五年以前の地元の新聞資料の収集を克明におこなった。また、京都市や京都府立総合資料館における行政文書のうち、一九一〇年以降の朝鮮人にかかわる文書の探索を整理をはじめた。これらの基礎資料の収集を分析は基礎資料としてもっとも大切であると考えたからである。

これらの収集した史料は整理が一区切りついた段階で冊子として公開できるものにまとめたいと考えている。なおこの作業とまとめにあたっては水野直樹客員研究員が中心となり、松田利彦・松下佳弘嘱託研究員が加わり菅原庸子専任研究員が日常業務をサポートした。

#### 二、京都市在住の在日韓国・朝鮮人の生活史・意識調査

京都市では一九九五年四月の国際化推進室の発足を機に、市内在住の在日韓国、朝鮮人の実態調査が企画された。その企画の推進にあたって当センターへの協力量請があったので、当センターでは、静態的、数量的調査でなく、在日の方がたのひとりひとりの生活史からそれらの人びとのくらし、教育、民族性、そして日本政府や行政への要望などをまとめていく「聞きとり調査」を行うことを提案した。京都市はそれを受入れ、当センターが市から委託される形式で現在その調査が実施されつつある。

予算の関係上、調査対象は五〇サンプルを目標にすめられ、調査員は当センターがこの調査について委属する研究者を中心に組織している。主として社会調査に経験があり、在日韓国、朝鮮人問題について一定の見識のあるそれらの人びとが二人一組でききとりがおこなわれている。この調査は京都大学文学部社会学研究室的松田素二助教授に主とした協力をあおぎながら私がその進行ととりまとめをおこなっている。本調査は一九九六年三月三十一日までにおえて、京都市に報告書を提出することになっている。

〔定例研究会〕

第三部会ではほぼ月一回のペースで定例研究会を開催し、専任、客員研究員のほか、嘱託研究員にも多く参加していただき、時には所外の研究者の参加も得ている。研究報告の順序はテーマ別にしていないが、ここではいくつかのテーマにわけてその概要を報告する。

一、戦前期の在日朝鮮人にかかわる研究報告

「戦前期における在日朝鮮人の被選挙権行使」 (一九九五、一、一三三)

報告者 松田利彦嘱託研究員

戦前、日本本土に移住してきた朝鮮人については普通選挙施行以降、選挙権、被選挙権があるものと内務官僚側で認識されており、一九三〇年の衆議院選挙のとき、朝鮮人有権者の増加と朝鮮文字による投票を認めることとして、一九三二年に朝鮮人の選挙権、被選挙権の行使が実施された。その結果、2名の当選者が出た。

このときの朝鮮人立候補者の顔ぶれをみると商業または有識の事業に従事する者や、労働者の雇用にあたってのいわゆる「親方」層がほとんどであった。彼らのほとんどは各種の融和、親睦団体に所属している層でもあった。従って集票はそれらの融和、親睦団体を集票マシーンとした朝鮮人票と日本人の散票から成り、集任地域を中心に立候補したが共倒れのケースも少なからずあった。

選挙人は当時の朝鮮人が登録を一応義務づけられていた「寄留簿」によって行われたため「寄留簿」未登録の人は省かれ、実際の定住者の母数とは必ずしも一致せず、一定地域に定着していなかったとみられた人びとの選挙権は考慮されなかった。また立候補者の主張は十分な史料がないが積極的に差別撤廃を訴えているものは少ない。また台湾人などの立候補はなかったとみられる。

以上のような実態からみると、現在、論議されている「定住外国人の地方参政権問題」とは直接的に結びつけて考えられない状況であったことが具体的に判明した。

「終戦時在日朝鮮人数二、三六五、二六三人」の怪談と解放後の在日朝鮮人の人口動態について（一九九五・四・一）

報告者 金 英達囑託研究員

表題の数字が多くの書物で引用され、「定説」化しているが、その出所と出典はいずれもあいまいか、孫引きであり正確な根拠があるとはいえない。今、推測しうることは一九四四年末の内務省警保局調べの一九三万六千人に軍人・軍属の一〇万人を加えた数が一応妥当考えられる。表題の数は前出の約二百万人という内務省の発表に陸海空軍に動員された朝鮮人の累計数三六五、二六三人を加えたものと曲解して引用したものであろう。当時の寄留簿の全国集計が発見されればその限りでの正確な数字は把握しうる。

戦後の統計資料は、日本人との婚姻による届出集計、国勢調査、外国人登録があるがいずれもズレがあり、唯一正確な統計というものは存在しない。その後の推移を概述すれば次のとおりである。①韓国からの新規入国者の増加とそれによる歴史的在留者の相対的減少。②国籍法が父母両系主義となった一九八五年以降の出生届の減少、自然増の頭打ち。③日本国籍の取得による在日人口の減少。④日本人との婚姻の増加、約八%が日本人との婚姻で日本人夫・韓国人妻が急増、その妻は韓国からの渡航者が多い。⑤一世はおそらく五%未満である。⑥出身地域は戦前、南九六% 北四%であったが戦後南九八%、北二%。今後、日朝国交回復の際に、国籍問題はあらたな転換点をむかえることが予測される。

「一九三三年麻生炭坑争議に見る労働者間の連帯と対立」（一九九五・六・一六）

報告者 ドナルド・スミス氏

一九三二年におこった二週間にわたる麻生炭坑争議は争議団の名簿に多数の朝鮮人男性の氏名が残されていた。そしてその戦闘性がたたえられている史料が存在するが、この争議は恐慌下、しかも採炭技術の革新などの問題をかかえた炭坑側が日本人労働者、とりわけ被差別部落出身者との対立感情を利用して朝鮮人労働者の抑圧をはかったものとみられる。そのため、その「戦闘性」は特別にイデオロギー的色彩をおびたものとはいいがたく、また水平社系の運動団体の組織活動も活潑な地域ではなかったことが指摘された。この争議については貴重な映像史料も残されている。

二 戦後の定住外国人にかかわる研究報告

「敗戦後在日朝鮮人・台湾人の参政権停止について」（一九九五・二・三）

報告者 水野直樹客員研究員

一九四五年二月一七日旧植民地出身者の参政権が停止された。対象は「戸籍法に該当しない者」であり、朝鮮人・台湾人を指す。その理由と議会で討議経過は従来十分明かでなかった。しかし当時の新聞記事、国会図書館所蔵の文書、議事録などを精査してみると、その経過を明かにしえた。

即ち、この問題は閣議で参政権を容認していたにも関わらず衆議院で清瀬一郎らの「天皇制護持」の論点からする強硬な反対意見と内務省の治安対策的発想による発言により停止が確定した。本問題についてはなお貴族院に議席を有していた朝鮮出身議員の資格消滅についての考察、サハリン先住民の同様の問題、またこの問題に対するGHQの方針などの究明が残されている。

「解放直後の在日朝鮮人に関する映像資料」（一九九五・三・三）

報告者 辛 基秀嘱託研究員

報告者所蔵のビデオフィルムは京都・大阪の在日朝鮮人によって撮影され、韓国MBSテレビがのちに制作した「八・一五」ニュース・フィルムをビデオ化したものである。四五年一〇月に結成された在日朝鮮人映画集団（朝連映画部）によるフィルムを原資料としている。内容は大阪の解放直後のサッカー大会、布施市（現東大阪市）の朝鮮人女性による戦争責任追求大会、京都円山公園での解放一周年記念デモ、右京区円町に設立された民族学校とその後の弾圧などが主要なものである。文字資料にはない生々しい実証的な場面は勇弁に事実を伝えており、今後もこれらの映像資料の発掘・保存の重要性を教えられた。

「大阪府津田町（現枚方市）の「朝鮮人・琉球人」帰還関係文書について」（一九九五・五・二）

報告者 後藤耕二嘱託研究員

表題の文書は枚方市に保管されている「昭和二十一年度朝鮮人職業関係書類」の後半部で、一九四六年から四八年にかけてのいわゆる「計画帰還期」の実態が明らかにされている。大阪府によってなされた計画送還は荷物重量個数制限、期日指定など一方的告知による強権的なもの

であり、これに反撥した残留者が出たことが推測された。また当時の日本政府と地方当局が帰還を急いだのは国内政治の激動からくる「革命恐怖」に朝鮮人の動向をからめて強硬な行政措置をとろうとしたものと推察される。朝連のこの時期の動向についてはなお帰還業務に協力的とみられる。四七年の帰還希望登録はその直後の外国人登録令の布石とみられることから、この間の事情の調査研究はなお引き続いてなされなくてはならない課題である。

「阪神大震災と在日外国人」 (一九九五・七・七)

報告者 飛田雄一 嘱託研究員

大震災発生後から七月はじめまでの外国人居住者の被災状況の特徴はおよそ次の通りである。①留学生・就学生は低家賃の住宅に居住していたため被害が多く、特に中国人が多かった。とりわけ日本語の不自由な家族と共に暮らしていた留学生は必要な情報を得るのに苦労していた。②在日韓国・朝鮮人およびベトナム人の集住地区である長田区では、民族的連帯感が強まり日本人との交流も順調で、今は朝鮮人団体から提起された「アジア・タウン」構想も語られている。③国保に加入できない被災者の治療費の問題が大きい。また災害救助法による災害弔慰金についても外国人短期滞在者が対象から外れている。とりわけこのことは地震以前にあった問題が顕在化したのにすぎず、国の抜本的な施策改善が望まれるところである。④の問題については関東大震災の時とことなり、在日の多くが日本人と言語の障害なく日常的に交流していたことがデマを防ぐ一因となっていたとみられる。

「多言語サービスの現段階」 (一九九五・一一・二七)

報告者 藤井幸之助 嘱託研究員

一九八五年ブラザ合意による「円高」の持続、九〇年の入管法改正による日系人の流入などをテコとして日本への外国人労働者の移入は日本社会にいままだかつてない多言語、多文化現象を生みだしている。これらの人々の言語、宗教の権利は国際人権規約のB規約、および子どもの権利条約において保障されるべきものとして確認されている。しかし実状は自治体や民間団体のサービスに依存しがちなため法定での黙秘権、警察・検察の取調べに際して自国語を使用する権利がうばわれている。これには日本社会が他の文化をもった人々を受容せず「排外か、同化か」という盾が規準となっていたことが最大のネックである。またアジアの文化・民族に関心が薄かったことも対応策の立ちおくれの要因となっている。とりあえずは①多言語ツールの整備、②必要に応じた多言語サービスをあらゆる公的機関でおこなえる体制の整備、③非日本語話者には

日本語を、日本語話者には他言語の学習——とりわけアジアの言語の学習の機会を保障することが急務である。また日系人や中国残留者に対しては彼らが今まで有してきた異文化への配慮を欠き、一元的に日本イコール母国といった強制が働いていることなどがあらたな血統主義的意識を助長している。とりわけ小学校での現場教育をどうするか、が切実な課題である。

### 三、外国人管理体制に関わる研究

#### 「外国人登録法の構造及び現状」 (一九九五・九・一二)

報告者 空野佳弘嘱託研究員

報告と討論は二つの時点での外登法の基本問題を取りあげた。そのひとつは九二年の「法改正」がもたらしたものの、もうひとつは一九四七年の外国人登録令と一九五二年の法改正の意図と法の基本構造にかかわるものである。

前者については、以後の指紋捺捺を特別在留者についてのみ廃止したが、写真・署名・家族登録事項の導入により、管理が強化され、治安立法としての構造は依然、揺らいでいないこと、および内外人平等の原則実現から程遠い実状であることを確認できた。さらに常時携帯と提示義務、切替制度、刑事罰の廃止、職業及び勤務所の名称および所在地の登録事項からの削除が課題であること、抜本改正にあたっては住民基本台帳法と同程度の情報にとどめるべきであるが日本独特の戸籍法との整合性がなお論議すべき点として指摘された。

後者については、冷戦の進行、朝鮮戦争の勃発前後といった世界情勢と当時の外国人の九八%を占めていた在日朝鮮人・中国人に対する警察権力の発動を容易にするものを目的としたものであること、また朝鮮半島からの自主的再入国などの摘発を防ぐ意図があったとみるべきではないか、という問題点も指摘された。

さらにこの五十年間の法の適用とその推移についても詳しい分析がなされ、抜本的法改正の必要性が示唆された。

#### 「日本における出入国管理法の構造と人権問題」 (一九九五・一〇・一二)

報告者 丹羽雅雄嘱託研究員

現在の入管体制は一九九一年十一月制定の入管特例法と九〇年六月施行の改定入管法がある。前者は旧植民地出身者とその子孫に関わる法であるが、退去強制条項と再入国許可の存続があり、国際人権規約のB規約にある「自国(定住国を含むのが通説)に戻る権利」と矛盾する。

改定入管法の特徴は在留資格の細分化を中心とし、資格外活動の制限とあわせて主として第三世界出身者に対する規制を強化した点にその特徴がある。とくに後者については、①在留に関する不利益処分に対する救済システムの不存在②権利救済取得係争期間中の在留資格の不存在③通訳未整備など退去強制手続きの未整備④アムネスティ（赦免）制度の不存在⑤建前としての「在留資格」と実態の乖離（技能研修生制度など）⑥国際結婚の離婚にかかわる子どもの法的地位、⑦医療、社会保障、ひいては生存権にかかわる非定住者の法的地位の未確立⑧刑事手続と入管法との関連⑨難民認定の申請期間の実状との不一致及び認定規準の不明確さなどの問題があげられる。

総体的にいえば依然として入管行政が法務当局の裁量権の枠内にかこいこまれ、権利としての在留権が確立されていない点に現今の法体制の最大の問題があろう。